

主な内容

2面 ■ 所得税等の確定申告 / 4面 ■ 「奥の細道・旅立ち展」
 ■ 荒川区債を購入してまちづくりに参加しませんか？

発行 ■ 荒川区 ☎(3802)3111 〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3 / 毎月1日・11日・21日 / 80000部発行

税の申告を忘れずに

受付期間 2月16日(月)～3月16日(月)



住民税の申告

申告期限間近は、窓口が大変混雑します。早めの申告をお願いします。

申告が必要で

申告に必要なもの

申告が必要な方

住民税は、毎年1月1日現在の住所地において、前年1月から12月の所得に基づき課税されます。27年1月1日現在、区内に住所のある方は、原則として住民税の申告が必要です。収入が無かった方も、税証明書の発行、国民健康保険・介護保険の保険料額の算定、児童手当の支給決定等に必要のため、生活状況等を申告して下さい。

申告の必要が無い方

▽ 税務署に所得税の確定申告をする方
 △ 給与収入のみの方で、勤務先から区に給与支払報告書が提出されている方
 △ 公的年金収入のみの方
 * 医療費控除等を受けようとする場合は、確定申告(源泉徴収所得税がある方)または住民税の

申告書

* 区役所2階税務課、各区民事務所でも配布します
 △ 収入を証明するもの(26年中の給与所得に関する源泉徴収票、支払者の証明書等)
 △ 各種控除を証明するもの(26年中に納付した医療費、健康保険料、介護保険料の領収書、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料等の控除証明書、障害者手帳、愛の手帳、学生証等の証明書等)
 △ 印鑑(親族の方が代理で申告する場合は、代理人の印鑑)

申告に関する注意点

▽ 16歳未満の扶養親族は扶養控除の対象となりませんが、非課税の判定等に必要ですので、省略せず記入して下さい
 △ 寡婦、寡夫、障害者控除の申告漏れにご注意下さい

27年度から適用される主な税制改正

▽ 上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率の廃止(区民税1.8%が3%に、都民税1.2%が2%になります)
 △ 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長及び消費税引き上げに伴う控除額の拡充

問合せ 税務課 ☎内線2318

住民税の申告受付会場・日時

会場	日	時
区役所2階税務課	2月16日(月)～3月16日(月)	午前8時30分～午後5時15分
南千住駅前ふれあい館	2月19日(木)・20日(金)	▷午前9時～正午
尾久区民事務所3階	2月24日(火)・25日(水)	
日暮区区民事務所2階	2月26日(木)・27日(金)	▷午後1時～4時
町屋区区民事務所2階	3月3日(火)・4日(水)	

* 土・日曜日、祝日等を除く
 * 郵送による申告も出来ます。必要事項、電話番号の記載漏れや控除証明書の添付漏れが無いよう、ご注意ください

住民税等の納税窓口を日曜日に臨時開設

住民税・軽自動車税の納税の相談、税金の納付にご利用下さい。

日時 2月22日(日) 午前9時～午後5時

●住民税の納期内の納税を

住民税は、年4回(6・8・10月、翌年1月末)で納付することになっています。未納のまま納期限を経過すると、延滞金が加算される他、財産調査の上、預貯金等の差押え等を行う場合があります。

ご理解・ご協力をお願いします。

場所・問合せ 税務課(区役所2階) ☎内線2334～7

小規模納税者・年金受給者・給与所得者向け 税理士による所得税・消費税の無料申告相談

期日・会場

▷ 2月12日(木)・13日(金) …アクト21地下ホール
 ▷ 2月17日(火)・18日(水) …区役所3階304・305会議室

時間 ▷ 午前9時30分～正午(受け付けは、午前11時30分まで)

▷ 午後1時～4時(受け付けは、午後3時30分まで)
 * 混雑の状況により、早めに受け付けを終了する場合があります

問合せ 荒川税務署 ☎(3893)0151

国税庁ホームページアドレス

<http://www.nta.go.jp/>

税の無料相談会

税理士記念日(2月23日)事業として、税の無料相談会を行います。直接会場へお越し下さい。

日時 2月23日(月) 午前10時30分～午後3時30分

* 午後0時30分～1時30分を除く

場所 南千住駅前ふれあい館 洋室1・2・3

* 確定申告用紙等の配布や申告書の受け付けは行いません

問合せ 東京税理士会荒川支部 ☎(3800)5577

2面

所得税等の確定申告についてお知らせしています



国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額の確認方法

▽ 納付書をご利用の方: 領収証書
 △ 口座振替の方: 26年12月下旬に送付の口座振替済みのお知らせ
 △ 特別徴収の方: 日本年金機構から送付された源泉徴収票

* 土・日曜日、祝日等を除く、午前9時～午後7時。ただし、第2土曜日(祝日等の場合も含む)は、午前9時～午後5時
 * 自動音声の案内に従って「3」を押して下さい
 * IP電話・PHS向け電話番号 ☎03(6700)1144
 * 0570(058)5555

日本年金機構
 ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル
 期間 3月16日(月)まで
 △ 国民年金保険料: 荒川年金事務所 ☎(3800)9151
 △ 介護保険料: 介護保険課 ☎内線2441

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料及び国民年金保険料は「所得控除」の対象です

26年1月～12月に納付した保険料は、社会保険料控除として全額が所得控除の対象となります。生計を共にする配偶者や親族の保険料を負担した場合も、合算して控除出来ます(特別徴収分を除く)。確定申告や住民税の申告をする時は、「社会保険料控除」欄に忘れずに記入して下さい。国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、納付方法により取り扱いが異なります。
 △ 口座振替や納付書等で保険料を納付した場合: 納付した方(生計を共にする方)の社会保険料控除の対象となります
 △ 公的年金等からの特別徴収で保険料を支払った場合: 年金受給者の保険料控除の対象となり、それ以外の方が社会保険料控除とすることは出来ません